

(1) 新潟市動物の愛護及び管理に関する条例

平成25年3月22日条例第6号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物（哺乳類、鳥類又は爬(は)虫類に属するものに限る。以下同じ。）の愛護及び管理に関して必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (2) 係留等 動物を綱、鎖等により建物その他の固定された物件につなぎ止め、又はおり、籠、水槽その他の囲いの中で飼養し、若しくは保管することをいう。
- (3) 飼養施設 動物の飼養又は保管のための施設をいう。
- (4) 犬猫販売業者 犬又は猫の販売を業として行う第一種動物取扱業者（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者をいう。以下同じ。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民及び関係団体と協力して、動物の愛護及び管理に関し必要な施策を実施するよう努めなければならない。

(飼主等の責務)

第4条 飼主又は動物を保管する者（以下「飼主等」という。）は、命あるものである動物の飼主等としての責任を十分に自覚して、その動物の生態、習性及び生理を理解するとともに、その動物の健康及び安全を保持し、並びにその動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は生活環境の保全上の支障を生じさせないようその動物の適正な飼養又は保管に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、動物が命あるものであることを認識して、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養等

第1節 共通事項

(動物の飼養等に係る飼主等の遵守事項等)

第6条 飼主等は、その動物の飼養又は保管に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物に適切な給餌及び給水を行うこと。
- (2) 動物の数は、その種類、発育状況及び習性に応じた適正な飼養又は保管が可能な数とすること。
- (3) 動物の種類、発育状況、習性及び数に応じた適正な飼養施設を設けること。
- (4) 飼料の残さ及び動物の排せつ物その他の汚物を適切に処理して、飼養施設の内外を常に清潔にすること。
- (5) 動物が公共の場所又は他人の土地、建物その他の財産を不潔にし、又は損傷しないようにすること。
- (6) 頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音、飼料の残さ若しくは動物の排せつ物その他の汚物の不適切な処理若しくは放置により発生する臭気、飛散する動物の毛若しくは羽毛又は多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の発生によって周辺的生活環境を損なわないようにすること。
- (7) 近隣住民その他の動物の飼養又は保管の影響が及ぶものの理解を得られるよう努めること。
- (8) 動物の健康状態に常に留意し、必要に応じて、獣医師による治療その他の動物の健康を保持するための措置を講ずること。
- (9) 人と動物の共通感染症について正しい知識を持ち、及びその感染に注意を払うこと。

(10) 動物が逸走した場合は、自己の責任においてこれを搜索して捕獲すること。

2 飼主は、その所有し、又は占有する動物が自己の所有又は占有に係るものであることを明らかにするための名札の装着その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 動物の所有者は、当該動物の飼養に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の終生飼養（動物がその命を終えるまで適切に飼養することをいう。）に努め、やむを得ず動物の飼養が困難となった場合は、新たにその所有者となる者にこれを譲渡するよう努めること。
- (2) 動物がみだりに繁殖してその適正な飼養が困難となるおそれがあると認める場合は、その生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めること。

4 飼主になろうとする者は、前3項に規定する事項を十分に理解するよう努めなければならない。

(災害が発生した場合の対応)

第7条 飼主等は、地震、火災その他の災害が発生した場合は、その所有し、若しくは占有し、又は保管する動物の保護及び当該動物による事故の防止に努めなければならない。

ない。

2 市、市民及び関係団体は、地震、火災その他の災害が発生した場合は、相互に協力して、動物の救助に努めなければならない。

第2節 犬又は猫の適正な飼養等

(犬又は猫の適正な飼養等)

第8条 犬又は猫の適正な飼養等については、前節に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(犬の飼養等に係る飼主等の遵守事項)

第9条 犬の飼主等は、当該犬の飼養又は保管に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人に迷惑を及ぼすことがないように、犬に適正なしつけをすること。
- (2) 犬に、その種類、健康状態その他の事情に応じた適正な運動をさせること。
- (3) 犬に運動、散歩等をさせる場合は、これを制御することができる者が行うこと。
- (4) 犬に咬こう癖がある場合は、必要に応じて、これに口輪をかけることその他の適切な措置を講ずること。
- (5) 犬の係留等をする場合は、その移動することができる範囲が道路及び道路に近接する部分に及ばないようにすること。
- (6) 規則で定める基準に適合する飼養施設を設けること。
- (7) 犬を飼養していることを明らかにするための標識を、飼養施設の敷地又は飼養施設がある建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示すること。

(犬の係留等)

第10条 犬の飼主等は、当該犬について、常に係留等をしておかななければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合
- (2) 人の生命、身体及び財産に害を加えるおそれ並びに人に迷惑を及ぼすおそれのない場所又は方法で犬を訓練する場合
- (3) 綱、鎖等により犬をつなぎ、かつ、犬を制御して、犬に運動させ、又は犬を移動する場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

2 何人も、規則で定める正当な理由がある場合を除き、犬の係留等を解き、又は解かせてはならない。

3 犬の飼主等は、当該犬が逸走した場合は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

(犬による事故が発生した場合の届出等)

第11条 犬の飼主等は、当該犬が人をかんだ場合は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 犬の飼主等は、当該犬が人をかんだ場合は、直ちに、当該犬を獣医師に検診させなければならない。

3 犬にかまれた者は、その旨を市長に届け出なければならない。

(猫の飼養等に係る飼主等の遵守事項)

第12条 猫の飼主等は、当該猫を屋内において飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

(飼主等のいない猫を飼養する者の遵守事項)

第13条 飼主等のいない猫を飼養する者は、周辺の生活環境を保全し、及び当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講ずるとともに、近隣住民その他のその飼養の影響が及ぶものの理解を得られるよう努めなければならない。

(犬又は猫の多頭飼養の届出)

第14条 犬又は猫の飼主等（第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者（法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者をいう。以下同じ。）その他規則で定める者を除く。以下この条及び附則第4項において同じ。）は、当該犬若しくは猫（いずれも生後91日未満のものを除く。）の数又はこれらの数を合計した数（以下これらを「飼養数」という。）が10以上となった場合は、その10以上となった日から30日以内に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした犬又は猫の飼主等は、当該届出をした事項に変更があった場合は、その変更があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第1項の規定による届出をした犬又は猫の飼主等は、当該届出に係る飼養又は保管を廃止した場合及び当該届出に係る飼養数が9以下となった場合は、その廃止し、又は9以下となった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第3節 特定動物の適正な飼養等

(特定動物の適正な飼養等)

第15条 特定動物（法第25条の2に規定する特定動物をいう。以下同じ。）の適正な飼養等については、第1節に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(特定動物の飼養等に係る飼主等の遵守事項)

第16条 特定動物の飼主等は、当該特定動物の飼養又は保管に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定動物を捕獲するための器具を備えて、常に使用することができるようにしておくこと。

(2) 地震、火災その他の災害が発生した場合に特定動物が逸走しないよう必要な措置を講じておくこと。

(特定動物が逸走した場合の届出等)

第17条 特定動物の飼主等は、当該特定動物が逸走した場合は、直ちに、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出るとともに、当該特定動物を自己の責任において捜索して捕獲することその他の当該特定動物が人の生命又は身体に危害を加えないために必要な措置を講じなければならない。

2 特定動物の飼主等は、前項の措置を講じた場合は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 特定動物の飼主等は、当該特定動物が人の生命又は身体に危害を加えた場合は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

4 特定動物により生命又は身体に危害を加えられた者は、その旨を市長に届け出なければならない。

第3章 犬猫の輸送に関する帳簿の備え付け

第18条 犬猫販売業者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、販売の用に供する犬又は猫の輸送（当該犬又は猫に係る飼養施設の所在地から他の飼養施設の所在地への輸送をいう。以下同じ。）が行われた場合は、当該輸送の年月日、輸送に係る犬又は猫の種類その他必要な事項を記載し、これを保存しなければならない。

第4章 動物の引取り、収容等

（犬又は猫の引取りに係る指導等）

第19条 市長は、犬又は猫の引取りを求めようとするその所有者に対し、その適正な飼養についての指導又は助言に努めるものとする。

2 市長は、犬又は猫を引き取る場合は、その所有者に対し、日時、場所その他これを引き取るために必要な事項を指示することができる。

3 前項の規定は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合について準用する。

（野犬等の収容等）

第20条 市長は、野犬（飼主がいない犬をいう。以下同じ。）及び飼主がいる犬で係留等がされていないもの（以下「野犬等」という。）をその指定する職員に捕獲させて収容させることができる。

2 市長は、前項の規定により飼主がいる犬を収容した場合において、飼主が判明しているときは当該飼主に当該犬を引き取るよう通知し、飼主が判明していないときは当該犬を収容している旨を2日間公示しなければならない。

3 第1項の規定により収容した犬の飼主は、前項の規定による通知を受けた飼主にあってはその受けた日の翌日までに、同項の規定による公示に係る飼主にあってはその公示期間の満了日の翌日までに当該通知又は公示に係る犬を引き取らなければならない。

4 市長は、第1項の規定により収容した犬の飼主が前項に規定する期間内に当該犬を引き取らない場合は、これを処分することができる。ただし、当該飼主が、やむを得ない理由により当該期間内に引き取ることができず、かつ、相当と認められる期間内に

引き取る旨を申し出た場合は、その相当と認められる期間が経過するまでは、処分することができない。

(野犬等に対する薬物の使用)

第21条 市長は、野犬等による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するため緊急の必要があり、かつ、通常の方法によっては、野犬等を捕獲することが困難な場合は、区域及び日時を定めて、当該野犬等に対し、薬物を使用することができる。この場合において、市長は、その旨を当該区域及びその周辺の区域の住民に周知しなければならない。

2 前項の規定による薬物の使用及びその旨の周知の方法は、規則で定める。

(収容した動物に対する治療等)

第22条 市長は、収容した動物に、治療その他の措置を講ずることができる。

(動物の譲渡)

第23条 市長は、次に掲げる動物について、その飼養を希望し、かつ、これを適正に飼養することができる者と認める者に譲渡することができる。

(1) 法第35条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により引き取った犬又は猫

(2) 法第36条第2項の規定により収容した動物

(3) 第20条第1項の規定により収容した野犬及び同条第4項の規定による処分を決定した犬

第5章 動物愛護監視員

第24条 法第24条第1項又は第33条第1項の規定による立入検査、次条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第37条の3第1項の規定に基づき、市に動物愛護監視員を置く。

第6章 雑則

(報告の徴収及び立入調査)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼主等その他の関係者に対し、報告を求め、又はその職員に、飼養施設その他の関係のある場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、飼主等その他の関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令等)

第26条 市長は、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加えた、又は害を加える

おそれがあると認める場合は、その飼主等に対し、次に掲げる措置を命ずることができる。

- (1) 当該動物の殺処分をすること。
 - (2) 当該動物の係留等をし、又は係留等の方法を改善すること。
 - (3) 当該動物の飼養施設を設け、又は改善すること。
 - (4) 当該動物に口輪をかけること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該動物の管理上必要な措置
- 2 市長は、動物の取扱いに起因して周辺的生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、法第25条の規定に基づく措置ができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(手数料)

第27条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 手数料は、別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務に係る申請等をする際に、当該申請等をする者がこれを納付しなければならない。

3 市長は、公益上必要があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(その他)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第29条 第26条第1項又は第3項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第10条第1項若しくは第2項、第11条第1項若しくは第2項又は第17条第3項の規定に違反した者
- (2) 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第32条 第14条第1項又は第2項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則（令和3年10月7日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第27条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の額
法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査	1件につき15,200円（一の事業所について同時に2件以上の申請をする場合における2件目以降の申請にあつては、1件につき10,000円）
法第13条第1項に規定する第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき15,200円（一の事業所について同時に2件以上の申請をする場合における2件目以降の申請にあつては、1件につき10,000円）
法第22条第3項に規定する動物取扱責任者研修	1人につき2,500円
法第26条第1項に規定する特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	1件につき（一の構内にある2以上の特定飼養施設（法第26条第1項に規定する特定飼養施設をいう。以下同じ。）について同時に2件以上の申請をする場合にあつては、当該2件以上の申請につき）25,000円
法第28条第1項に規定する特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	1件につき（一の構内にある2以上の特定飼養施設について同時に2件以上の申請をする場合にあつては、当該2件以上の申請につき）16,000円
法第35条第1項の規定による犬又は猫の引取り	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 （1）生後91日以上の犬又は猫 1匹につき3,560円 （2）生後91日未満の犬又は猫 1匹につき 700円
第20条第1項の規定により収容した飼主がいる犬の返還	1匹につき5,270円

(2) 新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の施行

及び特定動物の飼養等の許可等に関する規則

平成25年7月30日規則第76号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市動物の愛護及び管理に関する条例（平成25年新潟市条例第6号。以下「条例」という。）の施行及び特定動物の飼養等の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(犬の飼養施設の基準)

第2条 条例第9条第6号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 犬が逸走することができない構造であること。
- (2) 飼主等（条例第4条に規定する飼主等をいう。以下同じ。）の目が容易に届き、通行人、来訪者その他の者に害を加えるおそれがない場所にあること。
- (3) 犬の大きさに応じた広さの犬舎又は寝小屋を設けること。
- (4) 犬舎又は寝小屋は、犬が落ち着けるように配慮され、清掃を容易にすることができる衛生的な構造であること。
- (5) 大きさ及び闘争本能に鑑み人に害を加えるおそれが大きい犬（秋田犬、土佐犬、シェパード、グレートデン及びこれらの雑種）を飼養し、又は保管する場合は、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる基準に適合すること。
ア おりその他の囲いの中で飼養し、又は保管する場合の囲いは、鉄、金網その他の堅固な材料で造り、出入口の戸には、錠を設けること。
イ 人の出入口又は通路に面して建物その他の固定された物件につないで飼養し、又は保管する場合は、出入口側又は通路側に人止め柵を設け、飼主等以外の者に対し注意を喚起させる標識を掲示すること。

(標識)

第3条 条例第9条第7号の標識は、別記様式第1号によるものとする。

(犬の係留等の例外)

第4条 条例第10条第1項第4号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 競技会、展示会、サーカスその他これらに類する催しに供する場合
 - (2) 愛玩目的のために生後91日未満の犬を飼養し、又は保管する場合
- 2 条例第10条第2項の規則で定める正当な理由は、人命救助その他これに類する理由とする。

(犬による事故が発生した場合の届出)

第5条 条例第11条第1項の規定による届出は、別記様式第2号によるものとする。

- 2 条例第11条第3項の規定による届出は、別記様式第3号によるものとする。

(犬又は猫の多頭飼養の届出の例外)

第6条 条例第14条第1項の規則で定める者は、市及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するため犬又は猫を飼養する者とする。

(犬又は猫の多頭飼養の届出)

第7条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による届出は、別記様式第4号によるものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 飼養施設の所在地
- (3) 飼養数
- (4) 主に管理する者の氏名
- (5) 繁殖を防止するための措置の内容
- (6) 排せつ物その他の汚物の処理方法
- (7) 死体の処理方法
- (8) 周辺的生活環境を保全する方法

2 条例第14条第2項の規定による届出は、前項第1号（飼主等が変更になる場合を除く。）又は第3号から第8号までに掲げる事項のいずれかに変更があった場合にするものとし、当該届出は、別記様式第5号によるものとする。

3 条例第14条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、飼養数の減少又は飼養数の増加（当該増加の数が同条第1項又は第2項の規定による届出のうち、直近の届出により届け出た飼養数の30パーセントに相当する数以上である場合を除く。）とする。

4 条例第14条第3項の規定による届出は、別記様式第5号によるものとする。

(特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間)

第8条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第26条第1項の許可の有効期間は、特定動物（同項に規定する特定動物をいう。以下同じ。）の種類にかかわらず、5年とする。ただし、特定動物の飼主が新たに別の種類の特定動物を飼養する場合であって、当該飼主の申出があったときは、当該飼主が現に受けている許可の有効期間の残余期間を当該特定動物の飼養に係る許可の有効期間とすることができる。

(特定動物の逸走等の届出)

第9条 条例第17条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

- (1) 特定動物が逸走した日時及び場所
- (2) 逸走した特定動物の種類及び習性
- (3) 特定動物が逸走した時の状況

2 条例第17条第2項の規定による届出は、同条第1項の規定により講じた措置の内容を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

3 条例第17条第3項の規定による届出は、別記様式第6号によるものとする。

4 条例第17条第4項の規定による届出は、別記様式第7号によるものとする。

(犬又は猫の輸送に関する帳簿の備付け)

第10条 条例第18条の必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該犬又は猫の毛色
- (2) 当該犬又は猫の性別
- (3) 当該犬又は猫の生年月日（輸入等をされた犬又は猫であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- (4) 輸送前の飼養施設の名称及び所在地
- (5) 輸送後の飼養施設の名称及び所在地
- (6) 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号）第2条第5号ロ（10）の規定による観察を行った場合は、次に掲げる事項
ア 輸送の完了後2日間における当該犬又は猫に係る健康上の問題の有無
イ アの健康上の問題があった場合は、当該健康上の問題があることが認められなくなった年月日
- (7) 当該犬又は猫を販売に供した年月日

2 条例第18条の帳簿は、その所有する犬又は猫の個体ごとに備えるものとし、記載の日から5年間保存しなければならない。

(犬又は猫の引取り等)

第11条 法第35条第1項の犬又は猫の引取りを求めようとする者は、別記様式第8号により市長に申請しなければならない。

2 法第35条第3項の所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求めようとする者は、別記様式第9号により市長に申請しなければならない。

(通知方法等)

第12条 条例第20条第2項の規定による通知は、次の各号のいずれかに掲げる方法より行うものとする。

- (1) 配達証明郵便
- (2) 使送
- (3) 電話
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

2 条例第20条第3項に規定する引取りをしようとする者は、別記様式第10号により市長に申請しなければならない。

(薬物の使用方法)

第13条 条例第21条第2項の規則で定める薬物の使用の方法は、麻酔銃又は置き餌による方法とする。

2 前項の置き餌による方法で薬物を使用する場合は、野犬等（条例第20条第1項に規定する野犬等をいう。以下同じ。）を捕獲するために必要最小限の期間とし、道路、空き地、広場、堤防その他適当な地表に、薬物を混ぜた餌である旨の表示をした紙片その他の物を添えて薬物を混ぜた餌を置くことにより行うものとする。

3 条例第20条第1項の職員は、薬物を混ぜた餌が置かれた場所を巡回するととも

に、前項の規定により定めた期間が経過する前に当該餌を回収しなければならない。

(薬物使用の周知方法)

第14条 条例第21条第2項の周知の方法は、薬物を使用する区域及びその周辺の区域において、薬物を使用する区域、薬物の使用期間その他必要な事項を公衆の見やすい場所に掲示するほか、文書の回覧又は配布により行うものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、新聞、放送機関、広報車その他の方法により行うものとする。

2 前項の規定による掲示その他の方法は、薬物を使用する日の3日前からその使用が終了する日までの間の適当な日に行うものとする。

3 野犬等が人の生命又は身体を侵害したため直ちに薬物を使用する必要があると市長が認める場合は、前2項の規定にかかわらず、薬物を使用する日に適切な広報活動を行うことにより薬物を使用する区域及びその周辺の区域の住民に周知することをもって足りる。

(立入調査を行う職員の身分証明書)

第15条 条例第25条第2項の立入調査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第11号によるものとする。

(条例第26条第2項の規則で定める事態)

第16条 条例第26条第2項の規則で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの市長に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とする。

- (1) 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- (2) 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物の排せつ物その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- (3) 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- (4) 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(過料処分の手続)

第17条 市長は、条例第32条の規定により過料の処分をしようとする場合は、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ別記様式第12号による告知書によりその旨を告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の弁明は、別記様式第13号による弁明書の提出をもって行わなければならない。ただし、市長が口頭で行うことを認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、条例第32条の規定により過料の処分をする場合は、別記様式第14号による過料処分決定通知書により、過料の処分を受ける者に通知するものとする。

附 則（令和３年１０月７日規則第５７号）

この規則は、公布の日から施行する。